


● ● ●
年1回発行

分収林だより


神奈川県自然環境保全センター
平成29年3月～第7号～



相模原市承継分収林（相模原市緑区鳥屋地内）



環境保

承継分収林の今後の取扱いなどについて説明会を開催しました

平成29年2月12日、19日、26日に平成29年度から取組を始める環境保全分収林制度を中心とした、承継分収林の今後の取扱いなどに関する説明会を県内3箇所で開催しました。寒い中100名近いご参加をいただき、ありがとうございました。当日の説明会で使用した資料を同封するとともに、環境保全分収林に関する主な質問内容について紹介します。



津久井会場(平成29年2月12日)



質疑応答の概要

Q1 環境保全分収林への契約変更は、現行契約の満了まで待つのでしょうか？

A1 現行契約の満了を待たずに進めていきます。環境保全分収林への契約変更は、平成38年度までに終了することとし、平成29年度から平成33年度の5か年で可能な限り事務を進めていく予定です。(※環境保全分収林については、同封資料の資料-③を参照ください)

Q2 契約地が環境保全分収林の対象か、どうやって知ることが出来るのでしょうか？

A2 環境保全分収林の対象となる道から200m以遠の契約地については、地図情報を活用して大まかに把握ができていますが、木材搬出の可能性などについて今後調査を行う計画ですので、契約地ごとの調査結果に基づき収益の見込みなどと併せてお知らせしていく予定です。

Q3 環境保全分収林への契約変更ではなく、水源協定林として契約できないのでしょうか？

A3 承継分収林は、県が公社の債務を負担し、移管後も県が森林整備を進め森林として適正な状態を保っています。そのため、荒廃した森林を対象に事業を進める水源協定林とは事情が異なっており承継分収林を水源協定林として契約することは出来ません。しかしながら、環境保全分収林も水源協定林と同様に県が進める水源の森林づくり事業として、森林の持つ水源かん養など公益的機能を高め、土地所有者の負担軽減を図ることを目的として事業を実施していくこととしておりますのでご理解をお願いします。

平成28年度に山北町の分収林の整備をしていただいた林業事業体の皆様を紹介します

有限会社 丹沢



弊社は山北町で平成24年4月から森林整備事業を開始しました。当初は4名でスタートしましたが、現在は10名に仲間が増えました。30・40歳代が中心で大半が「かながわ森林塾」の修了生です。林業経験は浅い者が多いですが、森林の中で仕事をすることに生きがいを感じています。これからも「森林環境の未来へ」を合言葉にして森と謙虚に係っていきます。

有限会社 丹沢

このほかにも、多くの林業事業体の皆様によって分収林の整備が行われています。



整備状況

除伐作業

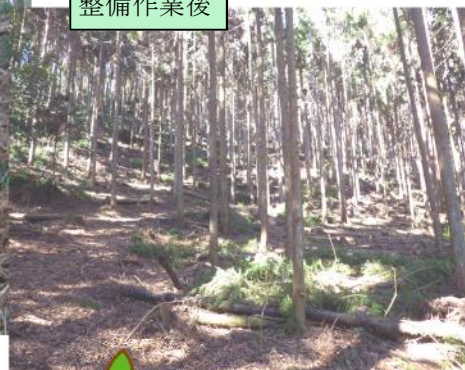


H28山北町承継分収林整備業務 (山北町谷ヶ)

間伐作業



整備作業後



契約者のみなさまへ、神奈川県からのお願いです



次のようなことはありませんか？

- ◆ 相続や代表者(組合、寺社、会社等で契約されている場合)の変更などにより、契約の名義に変更があった
- ◆ 住所や電話番号などに変更があった。

これらのご連絡がないと、契約者の皆様に将来発生する分収交付等ができなくなることがあります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

契約内容などにご不明な点がございましたら、お気軽に右記までご連絡ください。



連絡先

神奈川県自然環境保全センター
森林再生部 分収林課

〒243-0121
厚木市七沢657

電話 046-248-6802

内線251～253 分収林課担当まで
(受付時間 平日8:30～17:15)

ファックス 046-248-0737

発行者：神奈川県自然環境保全センター 森林再生部 分収林課

(〒243-0121 神奈川県厚木市七沢657)

発行日：平成29年3月発行